

19. 荷直・荷造料金表

(本料金は届出料金の最高額を掲示したものです。)

(平成 26 年 4 月 1 日実施)

I. 適用範囲

この荷直・荷造料金は、船内荷直作業、沿岸荷直・荷造作業を行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

① 荷直料金 (1 トンにつき 単位円)

区 分	金 額
船内荷直料金	217
沿岸荷直料金	652

② 沿岸荷造料金 (1 トンにつき 単位円)

区 分		金 額	
本船接岸・はしけ揚撒貨物料金	小麦・米	902	
コンテナ詰の 撒貨物料金	麻 袋	バン 卸 し 袋 詰	バンよりベルト揚袋詰
		メイズ・大豆・雑豆	1,422
	ヘイキューブ	2,419	—
	フレコン	メイズ・大豆・雑豆	3,123
ヘイキューブ		4,266	—

(注) (1) 39キログラム未満の袋詰作業については、委託者と協議の上別途料金を申し受けます。

(2) 解袋作業、量目調整、目切、エフ付等は別途料金を申し受けます。

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次の通りとします。

- ① 船内荷直作業は、船艙内にて荷卸し中に破損した袋物等の荷こぼれ貨物の掃集及び補修を行う作業とします。
- ② 沿岸荷直作業は、舳揚げ、その他岸壁等において破損した袋物等の荷こぼれ貨物の掃集及び補修を行う作業とします。
- ③ 沿岸荷造作業は、舳揚げ及びコンテナ詰め撒貨物の袋詰め又は、フレコン等への移し替え作業とします。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、類似した作業内容(作業方法、取扱量、人員等)の貨物の料金を適用します。

又、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上決定した金額をそれぞれの料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次の通りとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 作 業	16時30分から21時30分までの作業	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増

3. 待機料金

待機料金は、次の通りとします。

(1口1時間につき 単位円)

	船内荷直 (1口2人)	沿岸荷直・荷造 (1口4人)
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	7,840	15,680
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	12,195	24,390

本料金は、作業開始時刻（昼間作業にあつては8時30分、半夜作業にあつては16時30分）以降において、昼間作業にあつては8時30分から16時30分までの間、半夜作業にあつては16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、その事由が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

なお、1口の構成員が基準人数（船内荷直2人、沿岸荷直・荷造4人）以外の場合は、本料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を該当作業の「待機料金」とします。

4. 最低料金

最低料金は、次の通りとします。

(1口につき 単位円)

	船内荷直 (1口2人)	沿岸荷直・荷造 (1口4人)
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	62,197	124,394
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	62,197	124,394

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 作業手配取消の場合

① 昼間作業の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間作業の最低料金を適用します。

② 半夜作業の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜作業の最低料金を適用します。

(2) 半端作業等の場合

作業開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該

当の最低料金を適用します。

なお、作業構成員が基準人数（船内荷直2人、沿岸荷直・荷造4人）以外の場合は、基準人数に係る料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を当該作業に係る料金とします。

5. 分担金等

(1トンにつき)

	港湾福利分担金	港労法関係付加金	労働安定基金
船内荷直料金	75 銭	41 銭	66 銭
沿岸荷直料金	2 円24 銭	1 円24 銭	1 円96 銭
沿岸荷造料金	4 円	1 円50 銭	3 円50 銭

6. 消費税及び地方消費税の加算

(1) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

7. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値を持って計算トン数としている場合には、その例によります。

8. その他

(1) 荒・雨・雪天時及び強行作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。

(2) 貨物のダメージ、変質、その他作業困難な作業の場合、フレコン再利用の整備、又はバン卸し撒袋詰網使用流しかけ等の作業及び単量が55キログラム未満又は小口貨物の場合には、委託者と協議の上決定した料金を申し受けます。

(3) サイロ等に施設された自動袋詰機からの荷造作業については、委託者と協議の上決定した料金を申し受けます。

(4) 通船又は、特殊機材及び消耗品を使用した場合には、実費を申し受けます。

(5) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取り極め又は、慣習によります。